

**一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
自動販売機設置事業者 募集要項**

(姫路市立姫路球場内自動販売機)

2025年4月

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（以下「機構」という。）が管理運営する姫路市立姫路球場内における自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を下記のとおり実施します。

記

1 募集物件の概要

(1) 設置場所

姫路市飯田540番地 姫路市立姫路球場（手柄山平和公園内）

【開場時間】 9時00分～17時00分（ナイター17時00分～21時00分）

【延べ来場者数推計】

・令和5年度約42,000人 ・令和6年度約55,000人



(2) 物件数

1台

物件	設置スペース (機器及び使用済み容器回収箱)	台数	販売品目
自動販売機	幅 1,600 mm× 奥行き 1,000 mm以下	1台	清涼飲料水等(酒類は除く)

(3) 附帯事項

- ① 設置場所は、同球場正面玄関入口（上記写真）のとおり
- ② 使用済み容器等の回収箱は、1台以上設置してください。
- ③ 設置スペースには、放熱スペース及び使用済み容器の回収箱設置スペースも含まれます。
- ④ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのため扉開閉や通行等に支障がある場合も想定されますので、事前に設置場所の確認をしてください。

2 応募資格等

自動販売機の設置及び運營業務について3年以上の実績を有し、次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者（①から⑤までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。

- ① 機構との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

- ② 姫路市及び機構が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が機構と契約すること又は機構との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 正当な理由がなくて機構との契約を履行しなかった者
 - ⑤ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を、契約の締結又は履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (4) 法人にあっては、姫路市税並びに消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。

3 応募条件等

(1) 契約期間

2025年5月1日（予定）から2027年3月31日までとします。

以後、当機構が継続して姫路球場の指定管理者となった時は指定管理者基本協定の期限まで更新するものとします。

なお、設置場所に係る姫路市の許可が取り消された場合は、契約を解除することがあります。

(2) 機器設置料等

① 機器設置料

ア 設置事業者として決定した者が提示した売上総額に対する歩合（パーセント）をもって月額設置料とします。

イ 機器設置料は、月ごとに機構が指定する銀行口座に、期限までに全額納付してください。

ウ 契約解除等により、契約期間が1月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて1月とします。

② その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、自動販売機の運転に係る電気使用量の計量メーター設置、維持管理に係る一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても、全額設置事業者の負担するものとします。

③ 設置条件

自動販売機は、物件ごとの自動販売機設置位置に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、転倒防止策も併せて行ってください。

(3) 契約条件

契約期間中は、次のことを遵守してください。なお、機構は、契約物件について随時実地調査を行い、又は売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 契約期間中に、法令の規定により販売について許認可を要する場合は、その取り消しを受けていないこと。

- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、機構の指示に従うこと。
- ④ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、自動販売機コーナー閉鎖時間帯はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機の設置に努めること。
- ⑤ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取り出し口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合はこの限りではない。
- ⑥ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- ⑦ 販売価格については、定価以下とすること。
- ⑧ 多様化するスポーツ施設利用者向けに、世界的に流通している銘柄のミネラルウォーターを販売品目に加えること。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。なお、機構は、機構の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任を持って行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第7号）を機構に提出すること。
- ② 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶・びん・ペットボトル等）の回収箱を併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。
- ⑤ 姫路市「ゼロカーボンシティ宣言」の取組に寄与することのできるビジネスモデルを当該自動販売機の設置にあたり提案すること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

(5) 契約の解除

契約の条件に違反する行為があると認めるとき、又は応募資格等に適合しない状況となったときは契約を解除することがあります。

(6) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は契約が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3か月前までに機構に書面により通知してください。

(7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は上記3の(1)なお書き及び3の(5)により契約が解除された場合や、上記3の(6)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を機構に請求することはできません。

4 撤去保証金

撤去保証金として、1台につき金30,000円を契約締結時に預託すること。

5 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書(様式第6号)に記入の上、姫路市立総合スポーツ会館まで郵送又は持参で提出してください。これ以外の方法(電話・FAX、Eメール等)によるものは受け付けません。

【提出先】

〒670-0976

姫路市中地453番地

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 スポーツ振興部 (姫路市立総合スポーツ会館内)

- (2) 質問項目ごとに一枚の質問用紙を使用して下さい。
- (3) 質問の受け付けは、令和7年4月16日(水)午後5時までとします。
- (4) 質問への回答は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構ホームページにて公表します(令和7年4月18日(金)公表予定)。なお、個別の回答は行いません。

6 応募申込方法等

- (1) 提出先

〒670-0976

姫路市中地453番地

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 スポーツ振興部 (姫路市立総合スポーツ会館内)

(提出方法は、**持参のみ**とします)

- (2) 提出期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月21日(月)まで

午前9時から午後5時まで

- (3) 申し込みに必要な書類

- ① 応募申込書(様式第1号)
- ② 応募機器設置料提案書(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)
- ⑥ 国税(所得税、法人税、消費税及び地方消費税)及び姫路市税の未納がないことの証明書
ア 国税の納税証明書(その3の2又はその3の3)
イ 姫路市税の納税証明書(令和2年度分)
ウ 姫路市に納税義務がない場合は申立書兼同意書(様式第4号)

- ⑦ 設置しようとする自動販売機の仕様がわかるもの（カタログ）
- ⑧ 自動販売機販売商品一覧表

注1 提出書類はすべて「原本」を提出してください。

注2 提出書類は各1部で結構です。

注3 上記④、⑤、⑥の各種証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。

注4 上記⑧自動販売機販売商品一覧表については、「3 応募条件等」に適合した商品に限ります。

(4) 機器設置料提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とします。

- ① 機構が各種費用を加味し積算した最低機器設置料（以下「最低機器設置料」という）を回るもの
- ② 応募資格がない者が応募機器設置料を提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 機器設置料、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 機器設置料提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ その他機器設置料提案に関する条件に違反したもの

(5) 書類の提出方法

応募機器設置料提案書（様式第2号）のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の提出先に持参してください。

(6) 申し込みにあたっての留意事項

- ① 契約は、応募申込書に記載された名義以外では締結しません。
- ② 受付期間内に限り機器設置料価格提案を辞退することができます。その場合は価格提案辞退届（様式第5号）を、受付期間内に持参してください。

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 募集物件に対し、機構が設定した最低機器設置料以上の額で、かつ、最も高額に応募機器設置料を提案した者を設置事業者とします。なお、最高の応募機器設置料提案が2者以上ある場合は、当該応募機器設置料提案者立会いのもと、くじにより選定します。

ただし、応募機器設置料提案者が、諸般の事情により、機構が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置業者の公表等

設置事業者の決定は、令和7年4月23日（水）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を書面により通知します。決定金額及び応募参加者数を機構のホームページにて掲載します。

(4) 募集の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、募集を中止、又は延期することがあります。

8 自動販売機設置契約の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年4月21日（月）までに、次の書類を提出してください。

(1) 自動販売機設置契約書（2部）

機構が作成した契約書に、署名、押印したもの

(2) 設置する自動販売機の仕様がわかるもの（寸法、消費電力量等がわかるもの）

(3) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第7号）

(4) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、その許可証（コピー）

(5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）

9 設置事業者の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに自動販売機設置契約の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

10 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。

(3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。

(4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表にあたっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構情報公開規程の規定に照らし内容を判断します。

11 問い合わせ先

〒670-0976

姫路市中地453番地

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 スポーツ振興部 （姫路市立総合スポーツ会館内）

担当：熊澤・吉見

TEL : 079-293-1321

(別紙) 自動販売機設置位置図



応募申込書

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

⑨

電話番号

担当者名

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記の物件について申し込みます。

1 応募物件

物件	設置場所及び外形寸法 (幅×奥行き) ※回収ボックススペース含む	台数	品目	最低機器設置料 (売上総額に対する歩合)
自動販売機	姫路市立姫路球場 (1,600 mm×1,000 mm)	1	清涼飲料水等	35.0%

2 添付書類

- 応募機器設置料提案書 (定型封筒に封入のこと)
- 誓約書
- 法人登記簿 (履歴事項全部証明書)
- 姫路市税並びに消費税及び地方消費税並びに法人税又は所得税に滞納がないことの証明書

応募機器設置料提案書

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

電話番号

担当者名

応募物件及び応募機器設置料 (小数点以下第1位まで記入)

物件	応募機器設置料			
	千	百	十	円
姫路市立姫路球場内自動販売機				
				%

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- ※
- 1 応募機器設置料は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が設定する最低機器設置料以上を記入して下さい。
 - 2 アラビア数字を使用して下さい。
 - 3 訂正は無効です。
 - 4 記名押印のないものは無効です。
 - 5 必ず封筒に封入し、封筒裏面に物件名を記入して下さい。
 - 6 小数点以下第1位まで記入してください。

誓 約 書

私は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が実施する自動販売機設置事業者の募集の申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

申立書兼同意書

私は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が実施する自動販売機設置事業者の募集の申し込みにあたり、下記のとおり申し立てます

また、下記の申し立てについて、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が納税状況を調査することに同意します。調査の結果、申し立ての内容が事実と相違する場合は、応募資格を喪失する可能性があることについて異議ありません。

- 1 法人市民税について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。
- 2 姫路市内に固定資産を有していません。
- 3 姫路市内に居住する従業員又は姫路市内に居住した従業員に係る特別徴収義務者ではありません。
- 4 軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、市たばこ税及び入湯税について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

〒
住 所
(所在地) _____

氏 名
(法人名及び代表者名) _____

印

価格提案辞退書

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

〒

住 所

(所在地) _____

氏 名

(法人名及び代表者名) _____

⑨

電話番号 _____

担当者名 _____

1 応募物件

物件	設置スペース (幅×奥行き) ※回収ボックススペース含む	台数	品目	最低機器設置料
自動販売機	姫路市立姫路球場 幅 1,600mm×奥行き 1,000mm	1	清涼飲料水等	35.0%

上記について、自動販売機設置事業者の申し込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構自動販売機設置事業者募集要項(姫路市立姫路球場内自動販売機)に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

質問者	氏 名 (法人名)	
	部 署	
	担 当 者	
	電 話	
	F A X	

資料名		ページ	
項目名			
質問内容			

- 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載して下さい。
- 質問は、電話・FAXではお受けできません。
- 質問の締切日は、令和7年4月16日(水)午後5時までとします。

受付番号

--

自動販売機の管理関係に関する届出書

令和 年 月 日

(宛て先)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長 様

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

⑨

電話番号

担当者名

姫路市立姫路球場内に設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出します。

1 個別業務等の実施者

区分	実施者・所属部署	
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他 ()		
その他 ()		

本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出して下さい。

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）を遵守し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等機構が行う措置について一切の異議申立ては行いません。

記

- 1 次の各号のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号。第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
 - (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者
 - (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- 2 排除対象業者でないことを確認するため、機構が所轄の警察署へ照会することに同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、機構から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿

等」という。)の提出を求められたときは、役員名簿等が機構から所轄の警察署へ提出されることに同意し、速やかに提出すること。

- 4 所轄の警察署の確認又は通報等により、排除対象業者に該当することが明らかになった場合、当該確認又は通報等の情報を、外郭団体等を含む姫路市関係部局が共有することに同意すること。
- 5 機構と締結した契約を履行するに当たり、排除対象業者を再委託等の相手方（以下「再委託等相手方」という。）としないこと。
- 6 機構と締結した契約を履行するに当たり、再委託等を行う場合は、次の各号に同意すること。
 - (1) 再委託等相手方が排除対象業者に該当しないことを確認するため、再委託等相手方に誓約書の提出を求めると及び所轄の警察署へ照会することについて、再委託等相手方から同意を得ること。
 - (2) 前号の照会に当たり、機構から再委託等相手方の役員名簿等の提出を求められたときは、当該役員名簿等が機構から所轄の警察署へ提出されることについて、再委託等相手方から同意を得た上で、役員名簿等を徴取し、速やかに機構へ提出すること。
 - (3) 再委託等相手方が排除対象業者であることが判明し、機構から当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、当該求めに従うこと。
- 7 機構と締結した契約の履行に当たって、自ら又は再委託等相手方が、暴力団等から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、機構へ報告するとともに、所轄の警察署へ届け出ること。

(宛先) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 理事長

令和 年 月 日

所在地又は住所
法人名又は屋号
代表者氏名



注：受任者が有る場合も必ず代表者が記名押印すること。